

令和7年度第2回上尾市廃棄物減量等推進審議会

日時:令和8年1月27日(火) 10時00分～

場所:上尾市役所本庁舎 行政棟7階 大会議室

次 第

1. 開会

2. 諮問

3. 議題

- (1) 令和8年度上尾市一般廃棄物処理実施計画(案)について
- (2) ごみの分別について
 - I 新たなごみ分別
 - II 家庭ごみの有料化
 - III 市民コメント制度を活用した市民意見の聴取

4. 答申

5. その他

6. 閉会

【資料一覧】

《事前送付》

- ・ 令和7年度第2回上尾市廃棄物減量等推進審議会 次第
- ・ 資料1 令和8年度上尾市一般廃棄物処理実施計画(案)
- ・ 資料2 ごみの分別について
- ・ 資料3 有料化導入の基礎的検討結果一覧

《当日配布》

- ・ 令和7年度第2回上尾市廃棄物減量等推進審議会 席次表
- ・ 上尾市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

令和8年度

上尾市一般廃棄物処理実施計画

(案)

上 尾 市

目 次

<ごみ処理実施計画>

1 計画の目的	-----	1
2 計画区域	-----	1
3 計画期間	-----	1
4 計画処理量	-----	1
(1) ごみ量		
(2) 資源化量		
5 ごみの発生・排出抑制	-----	1
6 資源化計画	-----	2
7 収集運搬計画	-----	2
(1) 収集体制の確保		
(2) 収集運搬方法(収集区域はいずれも市内全域)		
ア 通常収集(年間計画量は自己搬入された量を含む。)		
イ 小動物死骸収集運搬・処分委託業者		
ウ 収集運搬委託業者(西貝塚環境センター直営以外)		
エ 災害ごみ		
オ ごみ集積所の取扱い		
カ 年末特別収集		
(3) 収集時間		
(4) 受入施設		
(5) 受入時間		
(6) 処理手数料等		
(7) 排出禁止物		
8 中間処理計画	-----	7
(1) 焼却処理施設		
(2) 破碎処理施設		
(3) 資源化処理施設		
ア 空き缶選別プレス機		
イ ペットボトル結束施設		

9 最終処分計画	-----	8
(1) 埋立処分		
(2) 焼却灰の資源化		
10 その他資源化処理施設	-----	8
11 その他関連計画	-----	8
12 収集運搬許可業者	-----	9
13 再生利用業指定業者	-----	10
14 事業系一般廃棄物の市外資源化施設	-----	10
<生活排水処理実施計画>		
1 計画区域、対象人口	-----	11
2 計画期間	-----	11
3 計画処理量(し尿及び浄化槽汚泥)	-----	11
4 収集運搬・中間処理計画	-----	11
(1) 処理形態		
(2) 収集量及び収集回数		
(3) 中間処理施設		
(4) 処理手数料		
5 合併処理浄化槽の普及促進	-----	11
6 公共下水道	-----	11
7 し尿収集運搬委託業者	-----	12
8 浄化槽清掃業許可業者	-----	12

<ごみ処理実施計画>

1 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画の実施のために必要な令和8年度の事業について定めるものである。

2 計画区域

上尾市全域とする。

3 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 計画処理量

上尾市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画における「ごみ発生量の将来推計」を処理計画量とする。

(1) ごみ量

区 分	処理計画量(t/年)
家庭系ごみ	45,343.49
事業系ごみ	7,049.15
合 計	52,392.64

(2) 資源化量

区 分	処理計画量(t/年)
市回収資源化量	4,839.30 ※
地域リサイクル量	4,472.17
焼却灰セメント原料等	1,034.51
合 計	10,345.98

※「市回収資源化量」は、飲料缶・スプレー缶、ガラス、紙類、古布、使用済み乾電池、蛍光灯、ペットボトル
その他破碎回収金属類をいう。

5 ごみの発生・排出抑制

家庭系ごみについての取り組み

具体的施策	内 容
「買わない」「使わない」の推進他（広報・啓発・環境学習）	レジ袋や飲料容器のごみ排出を抑制するため、市民に対してマイバッグやマイボトルの持参を呼びかける。 家庭や飲食店の使い切り・食べきり運動の促進などにより、食品ロス削減に取り組む。 その他、ごみ減量・環境美化の意識向上を図る。 これらは、広報誌・ホームページ・出前講座・環境イベント・西貝塚環境センターの施設見学などにより行う。
家庭用生ごみ処理容器の購入補助	家庭での生ごみの自己処理を促進するため、家庭用生ごみ処理容器の購入補助を行う。 電気式：購入金額の2分の1（上限20,000円） コンポスト式：購入金額の2分の1（上限4,000円）
家庭系ごみの有料化の検討	家庭系ごみの有料化について情報収集するとともに、実施方法などについて検討する。 搬入手数料の適正化を図る。

事業系ごみについての取り組み

具体的施策	内 容
事業者への排出抑制・分別・資源化の呼びかけ	商工会議所等の商工団体と連携し、事業者によるごみの分別徹底及び資源化の推進を図る。 また、消費者のごみ排出を抑制するため、商品提供時の過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、再生品の利用・販売等に取り組むよう協力を呼びかける。
搬入検査	搬入検査を行い、産業廃棄物の搬入を防止、適正排出の指導を行う。
廃棄物減量等計画書	「上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づき、事業用大規模建築物（事業の用に供する部分の延床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物）の所有者に対し、廃棄物減量等計画書の提出を求める。

6 資源化計画

具体的施策	内 容
不要になった家具のリユース	西貝塚環境センターに持ち込まれた不要家具のうち、まだ使えるものをリサイクル展示室で展示し、無償提供する。
小型家電リサイクルの推進	レアメタル（希少金属）等を含む小型家電を回収し、金属類の減量と資源化またはリユースを推進する。①公共施設（市役所、各支所・出張所、西貝塚環境センターの9か所）の回収ボックス設置を継続。②一般家庭から搬入された金属類から対象品をピックアップする。 協定を交わした国の認定事業者と引き続き連携し、パソコンのほか小型家電の宅配回収サービスによるリサイクルを促進する。
地域リサイクル事業への支援	地域リサイクル事業への積極的な参加を呼びかける。 地域リサイクルの推進のため、「新聞」、「雑誌・雑がみ」、「段ボール」の回収量に応じて1kgあたり2円の報奨金を支給する。
雑紙・ペットボトルキャップのリサイクル	可燃ごみに混入されることのある雑紙やペットボトルキャップのリサイクルについて周知し、リサイクルを推進する。
プラスチックの分別及び再資源化の検討	「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画」に基づき、プラスチックごみの分別と資源化の検討を進める。

7 収集運搬計画

(1) 収集体制の確保

具体的施策	内 容
収集運搬体制の確保	伊奈町とのごみ処理の広域化を見据え、ごみの収集区分や収集区域の見直しを検討し、効率的で安定した収集運搬体制を維持する。 ふれあい収集、粗大ごみ収集の戸別収集を充実させ、市民サービスの向上を図る。
ごみ集積所対策	ごみ出しの分別等マナーが守られていない場合は、指導を行う。 資源物の持ち去り防止のため、持ち去り禁止の看板を配布するとともに、職員によるパトロールを実施する。 要望等に応じて、ごみ散乱防止ネットの提供を行い、カラス等によるごみの散乱を防止する。

(2) 収集運搬方法(収集区域はいずれも市内全域)

ア 通常収集(年間計画量は自己搬入された量を含む。)

種類	収集運搬の方法	年間計画量(t/年)	排出方法	回収方法	搬入先及び処理方法等	
家庭系ごみ	可燃ごみ	直営・委託	39,048.16	透明、又は半透明の袋	集積所方式	西貝塚環境センターに搬入し、焼却後に資源化・埋立
	使い捨てライター	委託	上記に含む	そのまま回収ボックスへ	拠点回収、公共施設等の回収ボックス	
	金属・陶器 ※1	直営・委託	1,446.93	透明、又は半透明の袋	集積所方式	西貝塚環境センターに搬入し、破碎後に資源化・埋立
	充電式小型家電	直営・委託	上記に含む	そのまま回収ボックスへ 透明、又は半透明の袋	拠点回収、公共施設等の回収ボックス 集積所方式	西貝塚環境センターに搬入し、選別後に資源化
	飲料缶・スプレー缶	直営・委託	317.76	透明、又は半透明の袋	集積所方式	西貝塚環境センターに搬入し、選別後に資源化
	ガラス	直営・委託	1,201.05	透明、又は半透明の袋	集積所方式	西貝塚環境センターに搬入後、再生業者によって資源化
	ペットボトル	直営・委託	723.11	透明、又は半透明の袋	集積所方式	西貝塚環境センターに搬入し、全量再生業者によって資源化
	紙類	直営・委託	2,422.68	紙類は品目毎に紐で結束、古布は透明袋	集積所方式	市が指定する施設に搬入し、資源化
	粗大ごみ	直営・委託	65.50	電話、又は電子申請で予約後、収集日に家屋外へ搬出	戸別回収、1回の収集で3点まで	西貝塚環境センターに搬入後、破碎処理し、金属類は資源化 可燃物は焼却・埋立
	ふれあい収集	直営	118.29	透明、又は半透明の袋	戸別回収	西貝塚環境センターに搬入し、焼却後に資源化・埋立
	牛乳パック	委託	紙類に含む	紐で結束	拠点回収、公共施設等の回収ボックス	西貝塚環境センターに搬入し、市が指定する施設で資源化
	乾電池・コイン電池(CR・BRの表示があるもの) ※2	委託	金属・陶器に含む	そのまま回収ボックスへ	拠点回収、公共施設等の回収ボックス	西貝塚環境センターに搬入し、市が指定する施設で資源化
蛍光管	委託	金属・陶器に含む	そのまま回収ボックスへ	拠点回収、公共施設等の回収ボックス	西貝塚環境センターに搬入後破碎処理し、市が指定する施設で資源化	

集積所方式…市内を4地域(A.B.C.D)に分け、地域毎に回収する。

※1 ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池といった小型充電式電池やそれらを内蔵した家電は、「金属・陶器」として回収・破碎処理すると火災の原因になりうるため、公共施設等における拠点回収を行うほか、集積所からの回収は、小型充電式電池やそれらを内蔵した家電のみを透明な袋に入れるものとする。

※2 ボタン電池(SR・PR・LRの表示があるもの)は、一般社団法人電池工業会の回収協力店に設置されている専用回収ボックスを利用。(7)排出禁止物を参照

種類	収集運搬の方法	年間計画量 (t/年)	排出方法	回収方法	搬入先及び処理方法等	
事業系ごみ	可燃ごみ	排出者本人又は一般廃棄物収集運搬許可業者	7,003.53	透明、又は半透明の袋	随時	西貝塚環境センターに搬入し、焼却後に資源化・埋立
	不燃ごみ	排出者本人又は一般廃棄物収集運搬許可業者	27.48	透明、又は半透明の袋	随時	西貝塚環境センターに搬入し、破碎後に資源化・埋立
	資源物	排出者本人又は一般廃棄物収集運搬許可業者	18.14	透明、又は半透明の袋	随時	西貝塚環境センターに搬入後、品目毎に再生業者によって資源化

種類	収集運搬の方法	年間計画量 (匹/年)*	回収方法	搬入先及び処理方法等	
小動物死骸	ペット用小動物	直営	550	戸別回収又は自己搬入	西貝塚環境センターの動物専用焼却炉で焼却
	飼主不明小動物	委託	230	委託業者にて随時回収	委託業者にて焼却

イ 小動物死骸収集運搬・処分委託業者

No.	委託業者名	所在地
1	株大宮武蔵野ペット霊園	上尾市大字上野本郷437

国道、県道上の動物死体については、管理者に処理を依頼する。

ウ 収集運搬委託業者(西貝塚環境センター直営以外)

No.	委託業者名	所在地
1	上尾清掃事業協同組合	上尾市向山2-40-1-301
2	上尾資源回収事業協同組合	上尾市大字原市4263

エ 災害ごみ

災害に伴い発生するごみについては、必要に応じて上尾市災害廃棄物処理計画に基づき、適正に処理を行う。

オ ごみ集積所の取扱い

- ・ごみ集積所を設置、変更又は廃止する場合は、西貝塚環境センターに届出書を提出しなければならない。
- ・ごみは、収集当日の午前8時までに決められた集積所に出さなければならない。
- ・ごみ集積所に出せるごみは、家庭系のみとする。
- ・ごみ集積所の管理は、利用者が行うものとし、ごみが飛散したり、カラス等に荒らされないよう衛生的に管理するよう努めなければならない。

なお、以下のものは、ごみ集積所には出せない。

- ・指定日の収集物以外の物
- ・分別されていない物
- ・中身が見えない袋やダンボールに入れられた物
- ・粗大ごみ(60cm×30cm×30cmを超える物)
ただし、一辺が90cm以内の木製カラーボックス及びプラスチック製衣装ケースを除く。
- ・石油ストーブなど発火装置のある物
- ・引っ越しなどで一度に多量に出た物
- ・事業活動に伴って生じた物(事業系ごみ)
- ・排出禁止物に該当する物 ※ (7) 排出禁止物参照

カ 年末特別収集

実施日	区分	収集区域
令和8年12月29日(火)	可燃ごみ	火・金収集区域(カレンダーのC・D地区)

(3) 収集時間

- ア 家庭系ごみを集積所から収集する時間は、午前8時に開始し、午後4時15分までに西貝塚環境センターに搬入する。
- イ ペット用小動物は、午後4時までに受け付けたものは、当日回収する。
午後4時以降に受け付けたものは、翌営業日に回収する。
- ウ 飼主不明の小動物は、午後4時までに受け付けたものは、委託業者に回収を依頼する。
午後4時以降に受け付けたものは、翌日に回収を依頼する。

(4) 受入施設

受入施設	受け入れる一般廃棄物の種類	
	家庭系	事業系
西貝塚環境センター	可燃物(プラスチックを含む。)、 金属・陶器、ペットボトル、 飲料缶、スプレー缶、 ガラス、紙類・古布、 粗大ごみ、牛乳パック、 乾電池及び蛍光管、 小動物	可燃物

(5) 受入時間

受入時間
○許可業者搬入 月曜日から金曜日までの午前の部及び午後の部 ただし、年末年始は別途指定
○一般搬入 月曜日から金曜日までの平日の午前の部及び午後の部 月曜日から金曜日までの祝日の午前の部 ただし、年末年始は別途指定
(午前の部) 8時45分～11時30分
(午後の部) 1時00分～ 4時15分

(6) 処理手数料等

上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第27条に基づき、事業活動に伴い生じた一般廃棄物、家庭から排出された粗大ごみ及び持込みの一般廃棄物については、収集・運搬、処分について手数料を徴収する。

上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第23条に規定する一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物については、同条例第27条に基づき処分費用を徴収する。

(7) 排出禁止物

ごみ集積所からの収集も自己搬入もできないごみ

区分	具体例
有害性のある物	毒物、劇物、農薬、ボタン電池等人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれのある物
危険性のある物	プロパンガスボンベ、消火器、注射針等、収集運搬作業及び中間処理作業の安全に支障を及ぼすおそれのある物
爆発性・引火性のある物	ガソリン、シンナー、灯油等、着火点が低く瞬間的に燃焼する物
著しく悪臭を発する物	著しく悪臭を発する物
特別管理廃棄物に指定されている物	PCB又は感染性病原体が含まれ、又は付着している物
市の処理施設の機能に支障を生じさせる物	ピアノ、温水器、耐火金庫、建築資材(ブロック・門扉等)、及び自動二輪車等の処理困難物
	太さ10cm、長さ60cmを超える木片及び切り株、多量の木くず、工事等による事業系廃棄物等
特別法等により処理すべき物	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に規定するテレビ、エアコン、洗濯機及び衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫
	資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)に規定する指定省資源化製品等、パソコン
	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)に規定する第一種特定製品(業務用エアコン、冷蔵機器、冷凍機器)
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に規定する特定建設資材廃棄物(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト)
自己搬入のみ可能な物	市の処理施設の機能に支障を生じさせる物の内、家庭から出た自動車用バッテリーは2個まで、タイヤは4本まで、鉄アレイ、ボウリングの玉、畳は10枚までは自己搬入のみ可能

8 中間処理計画

具体的施策	内 容
適正運転	ダイオキシン類などの大気汚染物質の発生を抑制するため、常時監視及び第三者機関による定期的な測定を実施し、測定結果を公開する。 ごみ減量化により焼却量の削減を図るとともに、適正な稼働体制、稼働日数を維持する。
既存施設の延命化	安定的な稼働を継続できるよう、西貝塚環境センターの基幹的設備改良工事を実施する。
広域による新しい施設の整備	伊奈町とごみ処理施設の広域化を進め、令和15年度の新施設稼働開始に向けて、各種計画策定と調査を行う。

(1) 焼却処理施設

名 称	西貝塚環境センター
所 在 地	上尾市大字西貝塚35番地1
処理方法	全連続燃焼式
処理能力	300t/24H(100t/24H×3基)
敷地面積	38,340m ²

(2) 破砕処理施設

名 称	西貝塚環境センター
所 在 地	上尾市大字西貝塚35番地1
処理方法	併用施設
処理能力	70t/5H
破砕機形式	前破砕用 回転剪断式破砕機
	後破砕用 縦型回転式破砕機

(3) 資源化処理施設

ア 空き缶選別プレス機

名 称	西貝塚環境センター	
所 在 地	上尾市大字上野907番地2	
処理方法	選別機	永磁吊り上げ式
	アルミ選別機	永磁高速回転式ドラム
	鉄缶プレス機	油圧式一方押し
	アルミ缶プレス機	油圧式一方押し
処理能力	4.9t/5H	
敷地面積	1,000m ²	

イ ペットボトル結束施設

名 称	西貝塚環境センター
所 在 地	上尾市大字西貝塚35番地1
処理方法	手選別
	ペットプレス機 油圧 250 KN
	べール(結束品)
処理能力	2.5t / 5H
敷地面積	資源化ヤード内併設

9 最終処分計画

具体的施策	内 容
最終処分場の確保	安全な最終処分を行うための最終処分場を引き続き安定確保する。
最終処分量の抑制	最終処分場を有する関係自治体の負荷軽減及び、限りある最終処分場を長く利用するためにさらなるごみの減量化を推進する。 最終処分場の搬入ルールを守るため、焼却残渣に乾電池等の異物が混入しないよう分別を徹底する。 焼却灰のセメント原料化等を進め、最終処分量を削減する。

(1) 埋立処分

施設名	所在地	埋立対象物	年間計画量
埼玉県環境整備センター	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山368番地	焼却灰、不燃残渣	4,000t
ジークライト㈱	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢773-1 他1筆	焼却灰、ばいじん固化物	850t
㈱ウイズウェイトジャパン	青森県三戸郡三戸町大字斗内字立花49番1外 群馬県沼田市佐山町字長萱1998番71外113筆	ばいじん固化物、不燃残渣	1,050t

(2) 焼却灰の資源化

施設名	所在地	対象物	年間計画量
太平洋セメント㈱ 熊谷工場	埼玉県熊谷市三ヶ尻5310番地	焼却灰、ばいじん	910t
ツネイシカムテックス㈱	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250番地1	焼却灰	360t

10 その他資源化処理施設

業者名・施設名	所在地	対象物
㈱ウイズウェイトジャパン 清久リサイクルセンター	久喜市清久町6-4	ガラス
ガラスリソーシング㈱	千葉県銚子市春日町740-1	
㈱国分商会	熊谷市万吉2643-1	廃タイヤ
野村興産㈱イトムカ鉱業所	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1	廃乾電池、廃蛍光管

11 その他関連計画

具体的施策	内 容
不法投棄ごみの発生抑制・ごみ散乱防止	ごみ集積所の不法投棄を防止するため、不法投棄防止の看板を無償配布するとともに、不法投棄されたごみを撤去する。また、ホームページで不法投棄対策を啓発するとともに、道路、河川等については、所管する関係部署で監視、不法投棄物を撤去する。
市民との協働による美化活動の推進	ごみ減量化・資源化への取組みを細やかに進めるため環境美化推進員組織の充実・支援を図る。
	環境美化推進員連合会やその支部に対して積極的に交流を図り、密接に連携して情報交換とごみ減量運動を推進する。 たばこの吸殻の散乱防止など、ポイ捨て防止の啓発事業を推進する。
適正処理	特別管理一般廃棄物、在宅医療に伴い排出される注射針等の廃棄物の適正処理に関する市民への情報提供を推進する。
広域連携	焼却施設の更新または大規模修繕時のごみ処理や風水害、大地震等の大規模災害時に発生する大量の廃棄物を処理するため、県や近隣市町村間の連携体制の強化を図る。
グリーン購入の推進	ごみの減量化や資源循環のため、家庭や事業所にグリーン購入を呼びかける。

12 収集運搬許可業者

番号	業者名	所在地
1	株式会社上尾サービスセンター	上尾市愛宕一丁目9番13号
2	有限会社上尾清掃	上尾市上町二丁目4番31号
3	青木清掃株式会社	桶川市南一丁目2番6号
4	有限会社昭栄産業	上尾市栄町8番17号
5	株式会社加藤商事	さいたま市西区大字内野本郷297番地4
6	株式会社シー・エス・アイ	北足立郡伊奈町大字大針320番地
7	エスシーエス株式会社	草加市青柳二丁目19番10号
8	有限会社大野生研工業	熊谷市下川上1568番地11
9	金子商事株式会社	久喜市菖蒲町上大崎424番地1
10	有限会社キクチ商事	桶川市下日出谷西一丁目1番地の13
11	クリーンシステム株式会社	さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号
12	有限会社下水管理興業	上尾市大字領家18番地2
13	株式会社エムエスティーカンパニー	さいたま市大宮区三橋二丁目632番地
14	日本環境マネジメント株式会社	さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号
15	株式会社ヤマト	さいたま市岩槻区南辻25番地2
16	篠崎商店	蓮田市大字上平野627番地
17	有限会社瀬山商店	白岡市白岡824番地18グリーンレジデンスB-101
18	株式会社十河サービス	東京都板橋区南常盤台一丁目18番7号
19	有限会社太盛	さいたま市大宮区榑引町一丁目381番地
20	株式会社高澤商店	東松山市六軒町18番地13
21	株式会社藤明商事	さいたま市中央区大字下落合1083番地3与野駅前プラザ507
22	有限会社日環商興	さいたま市北区吉野町二丁目232番地10
23	武蔵野資源	上尾市大字原市4263番地
24	株式会社ヤマキ	熊谷市三ヶ尻字新山3884番地
25	公益社団法人上尾市シルバー人材センター	上尾市大字平塚3001番地
26	株式会社菊地商事	さいたま市岩槻区大字加倉223番地2
27	株式会社協和清掃運輸	ふじみ野市駒林1101番地
28	吉野商店	桶川市寿一丁目10番7号
29	石上商店	上尾市大字平塚835番地12
30	株式会社今井	さいたま市浦和区針ヶ谷一丁目1番14号
31	株式会社宮崎	愛知県清須市西須ヶ口93番地
32	株式会社ハイグレード21	さいたま市北区吉野町一丁目397番地2
33	有限会社丸三商事	上尾市大字大谷本郷918番地4
34	ヤマダ産業株式会社	川越市の場新町12番地8
35	株式会社増田紙業	桶川市大字下日出谷524番地
36	株式会社昭和総合サービス	さいたま市浦和区元町3丁目23番3号
37	株式会社飯塚商店	上尾市西宮下二丁目237番地

番号	業者名	所在地
38	株式会社イシイ	上尾市泉台三丁目10番地17
39	株式会社ウチダ	ふじみ野市駒林18番地
40	さくや商店	上尾市大字小敷谷710番地11
41	有限会社共立商事	さいたま市北区日進町一丁目494番地35
42	有限会社白土商店	さいたま市西区中野林861番地2
43	株式会社そよ風クリーンサービス	比企郡吉見町大字中新井539番地1
44	株式会社高橋産商	さいたま市北区吉野町二丁目5番地12
45	片山商事株式会社	さいたま市見沼区深作五丁目18番地
46	株式会社アルファサポート	北足立郡伊奈町大字小室7065番地1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき上記46業者を許可する。

一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たな許可は行わない(詳細は「上尾市一般廃棄物収集運搬業の許可にかかる基本方針」のとおり)。

 印は、特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定する特定家庭用機器の廃棄物の指定引取場所への収集運搬可能業者

*家電リサイクル法に規定するテレビ、エアコン、洗濯機及び衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫を収集・運搬可能な業者

13 再生利用業指定業者

市長の指定する一般廃棄物再生利用を行うもの

業者名	所在地	取り扱う一般廃棄物
(株)紫蘇姫	上尾市大字平方領々家664	生木類(剪定枝、葉、枝、根、竹、篠、草等)
(有)山岸造園土木	上尾市中分3-238	生木類(剪定枝、葉、枝、根、竹、篠、草等)

14 事業系一般廃棄物の市外資源化施設

市内で発生した事業系一般廃棄物の内、食品残渣等を資源化する市外の処理施設。(搬入先自治体の了解が得られることを条件として認めるもの。)

業者名・施設名	所在地	対象物
(株)アイル・クリーンテック	大里郡寄居町大字三ヶ山328	食品廃棄物(堆肥化)
オリックス資源循環(株)	大里郡寄居町大字三ヶ山309 彩の国資源循環工場内	可燃ごみ(焼却・熔融)
ニューエナジーふじみ野(株)	ふじみ野市駒林1033-1	食品廃棄物(メタン発酵)

<生活排水処理実施計画>

1 計画区域、対象人口

上尾市全域とし、対象人口を31,234人とする。

2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 計画処理量(し尿及び浄化槽汚泥)

種 類	処 理 計 画 量(kl)
し 尿	589
浄化槽汚泥	12,550
合 計	13,139

4 収集運搬・中間処理計画

(1) 処理形態

し尿は委託業者が収集を行い、浄化槽汚泥は許可業者が収集を行うものとする。

また、中間処理は上尾、桶川、伊奈衛生組合が行うものとする。

種 類	収集運搬	中 間 処 理
し 尿	委 託	上尾、桶川、伊奈衛生組合
浄化槽汚泥	許 可	上尾、桶川、伊奈衛生組合

(2) 収集量及び収集回数

種 類	委 託	許 可	収 集 回 数
し 尿	589	— kl	1ヶ月に1回
浄化槽汚泥	— kl	12,550	随 時
合 計	589	12,550	—

(3) 中間処理施設

名 称	所 在 地	処 理 方 法	処 理 能 力
上尾、桶川、伊奈衛生組合	桶川市大字小針領家1160番地	標準脱窒素処理	250kl/日

(4) 処理手数料

上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第27条に基づき、一般家庭から生じたし尿及び事業活動に伴い生じたし尿については、収集・運搬について手数料を徴収する。

5 合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合に補助金を交付する。

○予定基数 14基

6 公共下水道

引き続き計画区域における下水道整備を推進する。

7 し尿収集運搬委託業者

番号	業者名	所在地
1	上尾清掃事業協同組合	上尾市向山二丁目40番地1

令和2年4月1日から上尾清掃事業協同組合に委託先を変更。

汲み取り世帯が平成23年度747世帯から平成31年度には397世帯にまで減少したことに伴い、業務の効率化を図るため各社単独の委託から組合委託とした。

★令和2年3月31日までの委託業者(組合構成法人)

(有)上尾清掃、(株)上尾サービスセンター、(有)昭栄産業、青木清掃(株)、(株)加藤商事

8 浄化槽清掃業許可業者

番号	業者名	所在地
1	(有)上尾清掃	上尾市上町二丁目4番31号
2	(株)上尾サービスセンター	上尾市愛宕一丁目9番13号
3	(有)昭栄産業	上尾市栄町8番17号
4	青木清掃(株)	桶川市南1-2-6
5	(株)加藤商事	さいたま市西区内野本郷297-4
6	(株)川崎清掃	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔3-190-2
7	(株)東栄	北足立郡伊奈町大字大針320

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び浄化槽法第35条の規定に基づき上記7業者を許可する。

議題(2) ごみの分別について

I 新たなごみ分別

II 家庭ごみの有料化

III 市民コメント制度を活用した市民意見の聴取

I. 新たなごみ分別

◇◆新たなごみの分別区分◆◇ ※令和6年度第2回本審議会において審議済み。

区 分		内 容 (対象例)
可燃ごみ		生ごみ、紙くず(資源化できないもの)、 木・枝・葉、布類(汚れのひどいもの)、 布団・カーペット類、革製品
不燃ごみ		金属くず、陶器くず、 割れガラス、鏡 ※電化製品(粗大ごみサイズ未満)は小型家電
資 源 物	飲料缶・スプレー缶	スチール缶、アルミ缶 スプレー缶、カセットボンベ
	ペットボトル	ペットボトル(PETマークのあるもの)
	透明ビン・色付ビン	透明ビン(めんつゆ、インスタントコーヒー) 色付ビン(ジュース、酒)
	紙類・布類	新聞紙、雑誌、雑がみ ダンボール、布類、古着
	プラスチック	プラスチック製容器包装(プラマークのあるもの)(食品トレイ、発砲スチロール、 ペットボトルのキャップ) プラスチック製品(ハンガー、バケツ、電池不使用のおもちゃ)

旧: 金属・陶器 → 新: 不燃ごみ

旧: ガラス → 新: ビン

新たにプラスチックを追加

+

小型家電	リチウムイオン電池を含むもの/デジタルカメラ、携帯電話、モバイルバッテリー、 ゲーム機、電子たばこ・加熱式たばこ、電動歯ブラシ、電動シェーバー リチウムイオン電池を含まないもの/ヘアドライヤー、ACアダプター、トースター ※大きさが60センチ×30センチ×30センチ以内のもの。
------	--

火災防止対策として新たに設定

◇◆ごみ収集区分の見直し◆◇

※収集運搬を行っている上尾清掃事業協同組合と協議・調整し見直し案を作成。

(i) 可燃物／月・木曜日地域

【現行】

	月	火	水	木	金
第1週	可燃物		紙類 布類	可燃物	ペット ボトル
第2週	可燃物		飲料缶 スプレー缶	可燃物	
第3週	可燃物			可燃物	ペット ボトル
第4週	可燃物		金属 陶器 リチウム	可燃物	ガラス



【見直し案】

	月	火	水	木	金
第1週	可燃ごみ	不燃ごみ	小型家電	可燃ごみ	プラス チック
第2週	可燃ごみ	ペット ボトル	紙類 布類	可燃ごみ	プラス チック
第3週	可燃ごみ	ビン	飲料缶 スプレー缶	可燃ごみ	プラス チック
第4週	可燃ごみ	ペット ボトル	紙類 布類	可燃ごみ	プラス チック

※第5週があった場合、可燃ごみ・プラスチックのみ収集。

(ii) 可燃物／火・金曜日地域

【現行】

	月	火	水	木	金
第1週		可燃物	飲料缶 スプレー缶	ガラス	可燃物
第2週		可燃物	紙類 布類	ペット ボトル	可燃物
第3週		可燃物	金属 陶器 リチウム		可燃物
第4週		可燃物		ペット ボトル	可燃物



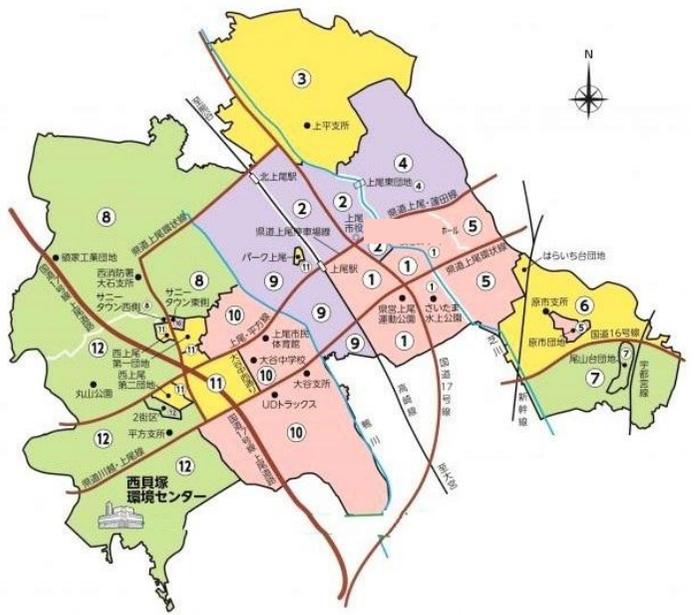
【見直し案】

	月	火	水	木	金
第1週	プラス チック	可燃ごみ	ペット ボトル	紙類 布類	可燃ごみ
第2週	プラス チック	可燃ごみ	不燃ごみ	小型家電	可燃ごみ
第3週	プラス チック	可燃ごみ	ペット ボトル	紙類 布類	可燃ごみ
第4週	プラス チック	可燃ごみ	ビン	飲料缶 スプレー缶	可燃ごみ

※第5週があった場合、可燃ごみ・プラスチックのみ収集。

◆◆(参考)ごみ収集区域の見直し◆◆

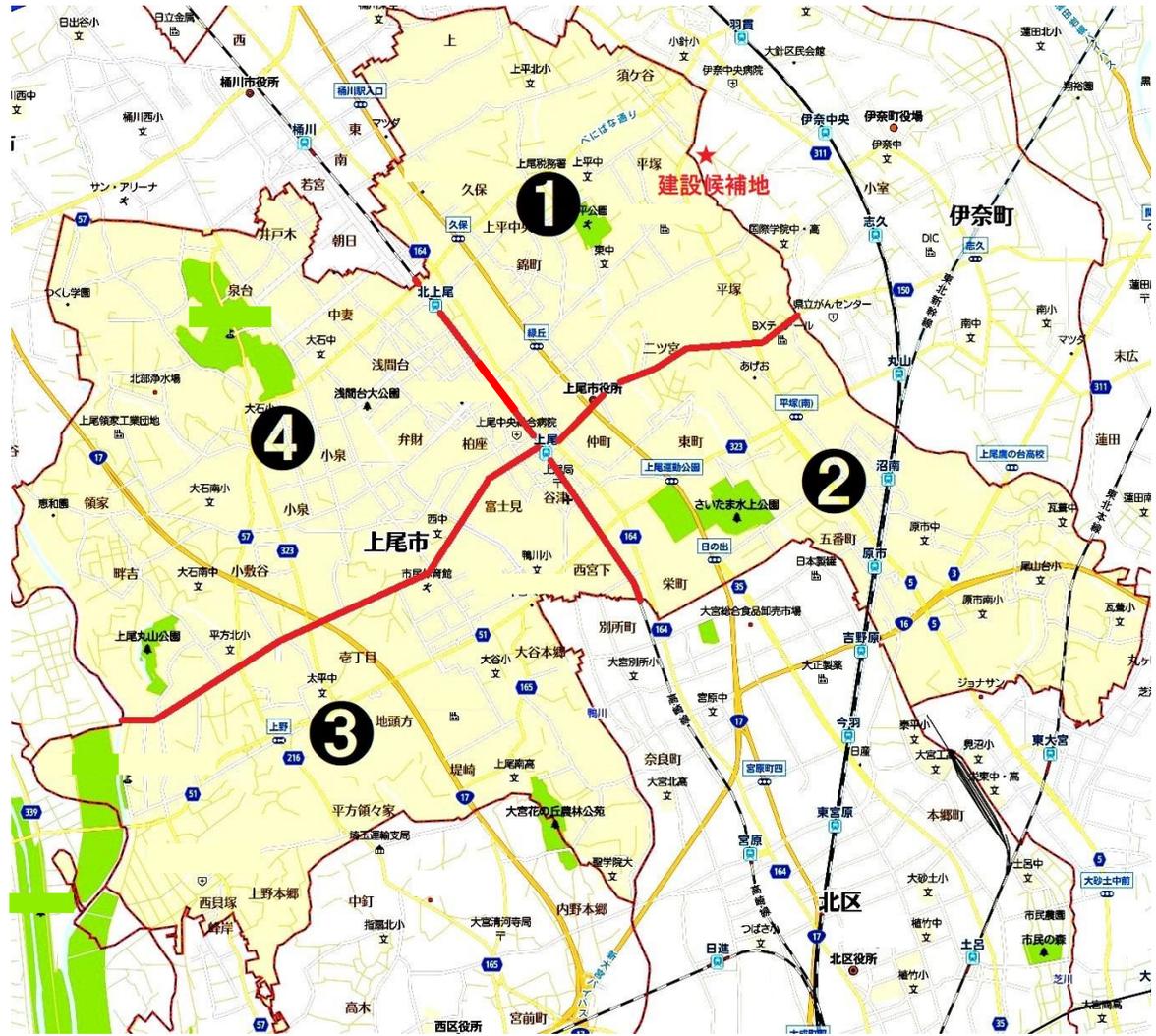
ごみ収集区域【現行】



見直し案区域別世帯数・人口目安(R7.4.1現在)

区域	世帯数	人口
①(東・北)	約25,300世帯	約54,500人
②(東・南)	約30,200世帯	約62,700人
③(西・南)	約20,400世帯	約43,500人
④(西・北)	約33,100世帯	約69,300人

ごみ収集区域【見直し案】



※複雑な現行の収集区域を見直し、高崎線(東西)・駅前通り(南北)を基準に東西南北で明確な収集区域の区分に改正する。

ごみ収集区域組合せ【見直し案】

※状況に応じて①~③を検討。

① 高崎線基準東西案	
区域	世帯数目安
①+②	約55,500世帯
③+④	約53,500世帯

② 市域中央基準南北案	
区域	世帯数目安
①+④	約58,400世帯
②+③	約50,600世帯

③ 東西南北混合案	
区域	世帯数目安
①+③	約45,700世帯
②+④	約63,300世帯

II. 家庭ごみの有料化



◆◆経緯◆◆

なぜ、家庭ごみの有料化について検討するの？

- ・現在、上尾市と伊奈町では、令和15年度の新たなごみ広域処理施設の稼働に向けて様々な検討や調査を実施しています。
- ・当然、建設には多額の建設費(概算事業費:598億円)がかかりますが、国から交付される「**循環型社会形成推進交付金**」(約165億円)を建設費に充当することを予定していて、「**プラスチックの資源化**」や「**ごみの有料化の検討**」は、その**交付要件**となっているため本審議会において審議することとなります。



◆◆一般廃棄物処理有料化の手引き(抜粋)◆◆

(i)用語の定義

- ・本手引きにおける「有料化」とは、市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為(一般的には指定有料ごみ袋を販売)を指す。
- ・本市では、一般廃棄物処理実態調査の収集区分のうち、焼却施設にて中間処理することを主に目的として収集される「**可燃ごみ**」を有料化検討の対象とする。

(ii)有料化導入の基礎的検討(💡今ココ)

- ・有料化の導入について検討を行う際には、一般処理廃棄物処理に係る現状把握及び課題の整理を行い、課題解決を含めた一般廃棄物行政の目標を踏まえた上で、こうした有料化の目的のもとで期待する効果を明確にすることが適切である。

(iii)有料化の目的及び期待する効果

- ・一般廃棄物処理の有料化の主な目的は、以下の通り。
 - ①排出抑制や再生利用の促進
 - ②公平性の確保
 - ③住民や事業者の意識改革
 - ④その他の効果
(費用の削減及び循環型社会の実現 など)

現状把握に関する項目(例)

①一般廃棄物排出量	一般廃棄物の排出量(総量、又は人口1人当たり)
	最終処分量(総量、又は人口1人当たり)
②資源化・リサイクルの状況	直接資源化量
	総資源化量
	リサイクル率
③一般廃棄物処理に係る財政負担状況	年間処理経費(総コスト、単位当たりコスト)
	既に有料化されている一般廃棄物に係る受益者負担の状況、有料化を検討する場合の受益者負担の見込み
④住民意識	一般廃棄物処理に関する住民満足度
	廃棄物抑制や適正な分別排出についての意識

◇◆有料化の定義◇◆
 ・市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為。



一般的には有料指定ごみ袋を販売(埼玉県内で有料化している自治体でも同様の手法で実施)
 ※指定ごみ袋の購入に手数料を上乗せしない場合は、有料化に**該当しない**。

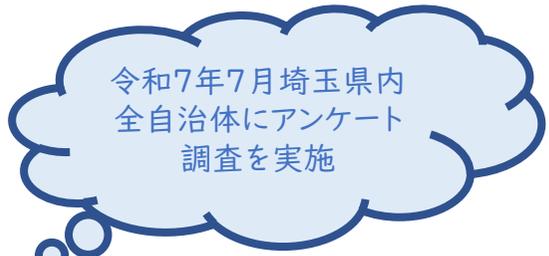


◇◆導入状況◇◆

・環境省が実施した調査「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」では…

(i) 有料化を実施している自治体は?

- ・全市町村…………… 63.5%
- ・関東(1都6県)…… 40.7%
- ・埼玉県…………… 16.4%



(ii) 人口規模別では?

- ・30万以上…………… 24.0%
- ・15万以上30万未満…39.1%
- ・10万以上15万未満…50.9%
- ・5万以上10万未満… 60.9%
- ・5万未満……………69.9%

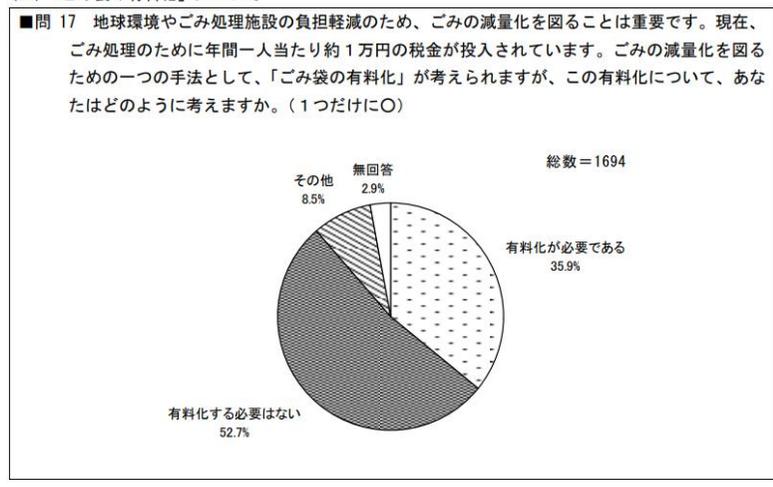


・全63自治体のうち11自治体が有料化を実施していると回答(17.5%)。
 ※令和7年度第1回本審議会にて提示済み。

◇◆市民意識調査◇◆

・本市では、平成30年度及び令和5年度に市民意識調査を実施している。(以下、市民意識調査より抜粋)

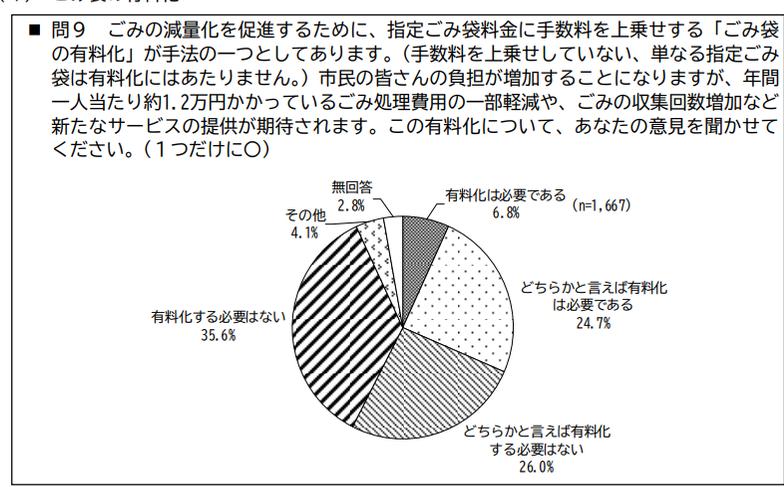
(10) 「ごみ袋の有料化」について



平成30年度
【必要】 35.9%
【必要ない】 52.7%

令和5年度
【必要(どちらかといえば含む)】 31.5%
【必要ない(どちらかといえば含む)】 61.6%

(4) ごみ袋の有料化



◇◆有料化導入の基礎的研究◆◇

・有料化の導入について検討を行う際には、一般廃棄物処理に係る**現状把握**及び**課題整理**が必要。

詳細は、
資料3「有料化導入の
基礎的検討結果一
覧」参照

(i) 現状把握

・一般廃棄物処理の現状については、以下の4項目について調査を実施。

①一般廃棄物排出量 ②資源化・リサイクルの状況 ③一般廃棄物処理に係る財政負担状況 ④住民意識

・令和7年12月埼玉県内全自治体にアンケートを実施し、本市の現状を把握

※全63自治体のうち52自治体が回答

項目	詳細	埼玉県平均	上尾市
①人口	-	130,316人	230,123人
①一般廃棄物排出量	一般廃棄物排出量(資源物除く)	29,148t	41,996t
	1人あたり排出量	550g	499g
②資源化・リサイクルの状況	総資源化量	7,239t	10,223t
	総資源化率	27.93%	17.51%
③一般廃棄物処理に係る財政負担状況	一般廃棄物処理総量	58,336.5t	54,192.5t
	一般廃棄物処理経費	1,736,462千円	4,186,611千円
	処理量単価(+単価)	52,367円	77,254円
	1人あたり経費	13,960円	18,193円
④住民意識	有料化が必要	-	35.9%→31.5%
	有料化は必要ない	-	52.7%→61.6%

(ii) 課題整理

- ・埼玉県内全自治体アンケートを基にした本市の現状は以下のとおり。
- ・**一般廃棄物1人あたり排出量**は、埼玉県平均よりも少ない。
- ・**総資源化率**は、埼玉県平均より約10%低い。
- ・**一般廃棄物処理に係る財政負担状況**について、本市は維持管理で基幹改良工事を実施しているため費用が高くなっているが、工事開始前は、埼玉県平均よりも低い費用となっている。
- ・**住民意識**について、平成30年度と令和5年度に「ごみ袋の有料化」について、市民調査を実施している。結果は有料化が必要とする割合が下がり、必要ないと考える住民の割合が増加している。



戸別収集について

- ・有料化の実施は、市民に財政的な負担を強いることとなる
- ・その見返りとして戸別収集を実施している自治体がある
- ・東京都では、2区22市町が戸別収集を実施している(※)
- (※出展元:環境省廃棄物処理技術情報より)



実施による行政の影響は？

上尾清掃事業協同組合との協議結果は…

- ・収集に係る費用と人員が、約3倍となる
- ・社会的な労働人口不足の中で人員を確保することは難しい
- ・車が入れない場所があり車を入れ替える必要がある
- 現段階では実施は極めて困難である



プラスチックの分別について

- ・令和4年3月「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画」策定
伊奈町との広域化を見据え、伊奈町ですでに行われている「プラスチック容器包装」を資源化することとした
- ・令和4年4月「プラスチック資源循環促進法」施行
「プラスチック製容器包装」に加え、プラスチック製食器やハンガーなど

プラスチック製品の資源化が努力義務とされた

また、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別収集・再商品化が施設整備で活用する「循環型社会形成推進交付金の交付要件となった

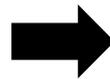


これを受けて

- ・令和6年度第2回本審議会において、「プラスチック製品」と「プラスチック製容器包装」ともに分別収集・資源化していく方針とした

(iii) まとめ

- ・住民意識で有料化を必要としていない割合が60%を超えている
- ・本市における家庭ごみ排出量は、県内平均を上回っており、年々減っている
- ・また、プラスチックの分別により、資源化率の増加が見込まれることや、更なる家庭ごみ排出量の減少が予想される
- ・有料化を実施した場合、戸別収集に係る行政費用や労力の増大が見込まれる



[事務局ポイント]

- 1、新たなごみ広域処理施設の稼働と合わせたごみの有料化は、理由が明確であり開始時期に適している
 - 2、本市のごみ処理の状況や住民意識、また数年に渡り市民が負担する高額な施設整備費用などを考慮すると、現段階では市民の理解を得づらい状況である
 - 3、ごみの有料化は今後、主流となることが予想される。すでに全国では60%を超える自治体で実施されており、導入しない場合でも、他自治体の動向を注視しながら継続して検討する必要がある
- ※令和8年3月実施予定の市民コメントの結果も注視したい。

Ⅲ 市民コメント制度を活用した市民意見の聴取

上尾市市民コメント制度を活用して

- ①新たなごみの分別
- ②家庭ごみの有料化

について市民の意見を聴取する。

実施概要(「上尾市市民コメント制度要項」に基づき実施)

◆募集期間

令和8年3月1日(日)～31日(火)(1カ月間)(予定)

◆対象者

市内に在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所・固定資産を有する人、利害関係人

◆提出方法

直接・郵送・ファクス・メール・入力フォームにより意見を提出

◆周知方法

『広報あげお』3月号、市ホームページ、市公式SNS

【質問事項】

●新たなごみ分別について

新たなごみ広域処理施設の稼働に伴うごみの分別方法の見直しについて、ご意見をご記入ください。

●家庭ごみの有料化について

ごみの排出量削減を目的とした家庭ごみの有料化導入について、ご意見をご記入ください。

ごみの分別についての意見書(案)

(意見募集期間:令和8年3月1日<日>～令和8年3月31日<火>)

*氏名<<必須>>	

*住所<<必須>>	

*連絡先<電話番号・Eメールアドレス等><<いずれか1つ必須>> (意見の内容について、お問い合わせさせていただく場合があります)	
電話番号: _____	
FAX 番号: _____	
Eメールアドレス: _____	
(市外に住所を有する方のみ記入)	
・勤務する市内の事務所・事業所名または在学する市内の学校名	

項目 ※詳細は資料を参照。	ご意見やご提案を記入してください。
●新たなごみ分別について 新たなごみ広域処理施設の稼働に伴うごみの分別方法の見直しについて、ご意見をご記入ください。	
●家庭ごみの有料化について ごみの排出量削減を目的とした家庭ごみの有料化導入について、ご意見をご記入ください。	

※住所、氏名、連絡先を必ず記入してください。(記入のないものは、意見として取り扱わない場合があります)
 ※意見書の氏名や連絡先などは、意見の内容確認のための連絡等に使用するもので、それ以外の目的では使用せず公表しません。
 ※意見に対する市の考え方は、ホームページで公表しますが、個別には回答しません。

【提出方法】①持参:環境政策課窓口(上尾市役所行政棟5階)
 ②郵送:〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所 環境政策課宛
 ③ファクス:048-775-9872
 ④メール:s251000@city.ageo.lg.jp ※電話では受け付けません
 ⑤上尾市ホームページ入力フォームから入力

【本件に関する問合せ先】 環境政策課 048-775-6925(直通)

結果は令和8年度第1回審議会にて報告予定

有料化導入の基礎的検討結果一覧

番号	自治体名	①人口		①一般廃棄物排出量		②資源化・リサイクルの状況		③一般廃棄物処理に係る財政負担状況				④住民意識
		R6.10.1 現在	一般廃棄物排出量 (資源物除く)	1人あたり 排出量	総資源化量	総資源化率	一般廃棄物処理 総量	一般廃棄物処理 経費	処理量単価 (t単価)	1人あたり 経費		
1	さいたま市	1,350,047人	227,962t	463g	56,193t	14.70%	382,225.0t	17,255,095千円	45,144円	12,781円	令和3年度に実施したさいたま市一般廃棄物処理基本計画改定に伴う市民意識調査において、項目の一つとして家庭ごみの有料化の賛否等について調査を実施しました。調査結果についてはホームページをご覧ください。 URL: https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/006/p050439.html	
2	川越市	352,670人	87,537t	680g	20,900t	20.90%	95,505.0t	7,023,052千円	73,536円	19,914円		
3	熊谷市	191,244人	46,907t	672g	9,721t	19.60%	71,916.0t	2,275,005千円	31,634円	11,896円		
4	川口市	607,651人	98,983t	446g	34,692t	21.20%	163,497.6t	8,489,023千円	51,921円	13,970円	①「ごみの有料化への賛否」、②「ごみの有料化実施の際の負担許容額」について、市民意識調査を企画経営課主体で実施したことがある。 ①における賛否の割合は賛成が約2割、反対が約6割であった。②の許容額については、100円以下が約8割を占める結果であった。	
5	行田市	77,430人	21,522t	762g	4,836t	18.50%	26,296.0t	779,066千円	29,627円	10,062円		
6	秩父市	57,388人	12,251t	585g	4,279t	20.47%	20,898.8t	714,292千円	34,179円	12,447円	【廃棄物(収集・処理)を担当する一部事務組合が実施】平成8年度、指定ごみ制度開始。平成23年度に指定ごみの値下げを実施。値下げについては、当時の定例会において、一般質問に対し住民の声をを受けて実施したい答弁があったため。値下げを行った他の自治体との値段や下げ幅の比較、加えて視察及び状況聴取を実施した。 令和3年12月に、家庭ごみの減量化に関するアンケート調査を実施	
7	所沢市	342,620人	55,384t	443g	26,372t	30.25%	89,044.5t	5,617,995千円	63,092円	16,397円		
8	飯能市											
9	加須市	111,954人	30,913t	756g	15,057t	38.56%	91,626.4t	1,339,746千円	14,622円	11,967円		
10	本庄市	76,823人	18,523t	661g	329t	1.74%	18,551.0t	853,802千円	46,025円	11,114円		
11	東松山市	91,077人	18,977t	571g	5,531t	19.90%	27,809.5t	1,279,318千円	46,003円	14,047円		
12	春日部市											
13	狭山市	148,407人	262,963t	485g	7,638t	19.80%	38,668.0t	1,935,697千円	50,059円	13,043円		
14	羽生市	53,729人	15,675t	799g	1,593t	23.70%	17,997.0t	828,172千円	46,017円	15,414円		
15	鴻巣市											
16	深谷市	140,917人	35,325t	687g	3,825t	0.00%	50,462.3t	1,152,134千円	22,832円	8,176円		
17	上尾市	230,123人	41,996t	499g	10,223t	17.51%	54,192.5t	4,186,611千円	77,254円	18,193円	平成30年度と令和5年度に「ごみ袋の有料化」について、市民意識調査を実施。 有料化が必要と考える割合:35.9%→31.5% 有料化する必要ないと考える割合:52.7%→61.6%	
18	草加市											
19	越谷市	342,397人	59,953t	480g	12,463t	13.10%	57,441.4t	3,271,261千円	48,505円	9,554円		
20	蕨市											
21	戸田市	142,025人	21,627t	417g	8,332t	19.35%	43,059.0t	1,515,958千円	35,207円	10,674円		
22	入間市	143,769人	28,104t	536g	9,269t	23.13%	40,064.0t	1,815,918千円	45,325円	12,631円	廃棄物減量等推進審議会が有料化の手法の検討に着手するよう意見があり、事例研究等は進めていますが、市民意識調査については実施していません。	
23	朝霞市	145,902人	23,484t	441g	7,979t	31.60%	36,205.2t	1,343,557千円	37,110円	9,209円		
24	志木市	76,200人	13,593t	489g	5,762t	29.80%	14,663.0t	977,805千円	66,685円	12,835円	過去に志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会において協議されたことがあると聞いている。 第6次和光市一般廃棄物処理基本計画策定の際に市民アンケートを実施	
25	和光市	85,054人	18,766t	604g	5,539t	26.26%	11,161,653.0t	13,658千円	55,083円	13,658円	市民意識調査	
26	新座市	166,407人	27,906t	459g	3,323t	11.10%	38,613.0t	1,826,256千円	47,296円	10,975円		
27	桶川市	74,105人	11,447t	423g	7,059t	39.40%	17,917.0t	1,285,220千円	71,732円	17,343円		
28	久喜市	151,022人	28,062t	509g	11,793t	28.01%	50,335.0t	2,440,237千円	48,480円	16,158円	宮代町同様	
29	北本市	65,351人	13,187t	553g	5,363t	30.30%	17,683.0t	871,927千円	49,309円	13,342円		
30	八潮市	93,398人	17,230t	505g	4,330t	14.70%	20,394.0t	1,140,236千円	55,910円	12,208円		
31	富士見市	113,387人	17,863t	432g	4,921t	21.60%	28,100.6t	1,474,646千円	52,477円	13,005円	平成30年度から令和2年度まで志木地区衛生組合や構成3市と県等した経緯はあるが市民意識調査等は未実施である	
32	二郷市	142,215人	26,317t	507g	1,540t	52.60%	38,732.0t	748,638千円	19,329円	5,264円		
33	蓮田市	61,177人	11,022t	494g	4,042t	24.60%	15,928.0t	746,284千円	46,854円	12,199円	平成9年6月から7月の2か月間、蓮田市及び白岡町内の一般家庭108世帯を対象にモニター調査を実施した。 調査では、30ℓ袋および45ℓ袋の燃えるごみ、金属類、缶類、ガラス類の各袋の使用枚数を把握し、年間使用枚数の推計を行った。 あわせて、収集袋および指定袋に対する意見も集め、取りまとめた。 次期一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり実施したアンケート調査において、質問項目となっています。	
34	坂戸市	99,821人	18,336t	503g	6,651t	25.77%	25,810.0t	1,357,488千円	52,595円	13,599円		
35	幸手市	48,846人	9,091t	510g	2,607t	19.04%	13,549.0t	981,015千円	72,405円	20,084円		
36	鶴ヶ島市											
37	日高市	54,252人	10,524t	531g	16,124t	99.80%	16,164.0t	833,503千円	51,565円	15,364円		
38	吉川市	72,415人	12,822t	485g	3,997t	18.50%	21,601.7t	956,728千円	44,289円	13,212円		
39	ふじみ野市	114,470人	18,747t	449g	7,979t	27.17%	29,347.0t	1,372,463千円	46,767円	11,990円		
40	白岡市	52,482人	9,481t	495g	3,443t	24.60%	13,997.0t	635,723千円	45,419円	12,113円	蓮田市同様	
41	伊奈町											
42	三芳町	37,442人	6,563t	480g	2,016t	84.00%	7,711.0t					
43	毛呂山町	125,618人	31,086t	678g	6,383t	17.09%	33,545.0t	1,545,241千円	46,065円	12,301円		
44	越生町	125,618人	31,086t	678g	6,383t	17.09%	33,545.0t	1,545,241千円	46,065円	12,301円		
45	滑川町	19,721人	3,059t	425g	767t	22.00%	3,490.0t	360,860千円	103,398円	18,298円		
46	嵐山町	17,384人	2,793t	440g	441t	13.00%	3,303.0t	349,137千円	105,703円	20,084円	有料化に関する調査等は実施していませんが、今後のごみ処理方法の変更など、有料化を検討する必要であると考えます。	
47	小川町	27,556人	5,491t	546g	4,521t	73.70%	7,487.7t	1,174,441千円	156,849円	42,620円		
48	川島町	18,733人	4,865t	712g	1,832t	29.71%	6,167.0t	417,097千円	67,634円	22,265円		
49	吉見町	17,687人	3,251t	504g	1,166t	30.99%	3,763.5t	159,631千円	42,416円	9,025円		
50	鳩山町											
51	ときがわ町	51,256人	1,704t	455g	2,375t	87.60%	2,710.0t	151,986千円	56,083円	14,819円		
52	横瀬町	7,619人	1,623t	580g	523t	26.39%	1,985.6t	68,597千円	34,547円	9,003円	【廃棄物(収集・処理)を担当する一部事務組合が実施】平成8年度、指定ごみ制度開始。平成23年度に指定ごみの値下げを実施。値下げについては、当時の定例会において、一般質問に対し住民の声をを受けて実施したい答弁があったため。値下げを行った他の自治体との値段や下げ幅の比較、加えて視察及び状況聴取を実施した。	
53	皆野町	8,948人	1,899t	581g	594t	23.62%	2,514.6t	87,476千円	34,787円	9,776円	【廃棄物(収集・処理)を担当する一部事務組合が実施】平成8年度、指定ごみ制度開始。平成23年度に指定ごみの値下げを実施。値下げについては、当時の定例会において、一般質問に対し住民の声をを受けて実施したい答弁があったため。値下げを行った他の自治体との値段や下げ幅の比較、加えて視察及び状況聴取を実施した。	
54	長瀬町	6,401人	1,365t	584g	441t	21.94%	2,009.7t	69,414千円	34,539円	10,844円	【廃棄物(収集・処理)を担当する一部事務組合が実施】平成8年度、指定ごみ制度開始。平成23年度に指定ごみの値下げを実施。値下げについては、当時の定例会において、一般質問に対し住民の声をを受けて実施したい答弁があったため。値下げを行った他の自治体との値段や下げ幅の比較、加えて視察及び状況聴取を実施した。	
55	小鹿野町	10,106人	2,226t	603g	663t	20.93%	3,162.8t	110,328千円	34,883円	10,917円	【廃棄物(収集・処理)を担当する一部事務組合が実施】平成8年度、指定ごみ制度開始。平成23年度に指定ごみの値下げを実施。値下げについては、当時の定例会において、一般質問に対し住民の声をを受けて実施したい答弁があったため。値下げを行った他の自治体との値段や下げ幅の比較、加えて視察及び状況聴取を実施した。	
56	東秩父村	2,423人	415t	469g	448t	87.30%	529.0t	71,433千円	135,034円	29,481円		
57	美里町											
58	神川町	12,784人	3,130t	671g	523t	0.16%	3,769.0t	138,250千円	36,681円	10,814円		
59	上里町											
60	寄居町	31,429人	8,835t	770g	778t	8.15%	9,546.0t	170,530千円	17,864円	5,426円		
61	宮代町	151,022人	28,062t	509g	11,793t	28.01%	50,335.0t	2,440,237千円	48,480円	16,158円	久喜市同様	
62	杉戸町											
63	松伏町	27,893人	5,759t	566g	1,087t	13.50%	7,979.0t	362,124千円	45,385円	12,983円		
	埼玉県平均	130,316人	29,148t	550g	7,239t	27.93%	58,336.5t	1,736,462千円	52,367円	13,960円		